

〈文学〉教育の可能性

—国語教育の中の〈文学〉— (1)

杉 本 和 弘

1 はじめに

ここ数年、筆者の専門領域である日本文学関係の学会誌や、雑誌において、大学や短大の国文学科、日本文学科の改組や廃止に関わる文章が目につく。それらはいずれも、大学や短大の国文学科（日本文学科）を志望する学生が減少してきたことや、一連の大学改革の過程で、学科そのものが改組されたり、廃止されたりして、〇〇文化学科の一領域に縮小されるか、あるいは、まったく消滅してしまうことを憂えたり、危機意識を表明したりするものである¹⁾。それぞれの論者が肌で感じている事柄のいくつかは、実際にデータからも裏付けられる。たとえば、大学改革の声が広がり始めた90年代以降、2001年度までに募集停止または廃止になった短大の日本文学系学科（専攻も含む）は、公立1校（全6校中）、私立27校（全96校中。ただし4年制大学に改組されたものも含む）で、日本語コミュニケーション学科、日本文化学科のように、より広い領域を包摂する名称の学科に改組したのが、私立のみの27校、改組しないもの（国文学科を日本文学科、日本語日本文学科に変えた程度のものはここに含む）が、公立5校、私立42校である²⁾。4年制では、募集停止、廃止はないものの、改組、または名称変更したものが、国立22校（全25校中）、公立6校（全13校中）、私立12校（全100校中）である³⁾。短大での変化が激しい割には、4年制大学、特に私立大学の改組は、まだあまり表面化していないようである。が、おそらく近い将来に、短大での動きが4年制大学にも波及するであろうことは十分予測できる。

短大において、いち早く変化が現れたことについては、すでに各方面で指摘されているように、全体的な高学歴志向の中で、特に女子の四大志向、つまり、これまで短大に進学していた生徒の大半を占める女子が、4年制大学を目指すようになったことが大きな理由としてあげられる。さらに、少子化による18歳人口の減少もある。ことに、女子の四大志向については、単に高学歴を望むというのではなく、卒業後の進路、職業人として自立した生活が送れるような将来を考えて大学進学を志す人たちが増加していることも背景にあるだろう。いうまでもなく、そうした動向は、直接職業には結びつかない短大の文学系学科に大きな影響を与えていて、改組の有無に関係なく、ここ数年多くの短大が学科定員を削減している。文学系という観点から言えば、女子の四大志向は、4年制大学の文学系学科には決してプラスの要因とはならないのである。

もう一つ無視できない背景として、ここ十年余の経済不況がある。これは女子の四大志向とも密接に関わっていると考えられるが、男女の別なく、これまで以上に大学教育

が職業や資格、技術と結び付けられて求められる状況になってきている。就職に有利か否かという実利的な要因が、大学で何を学ぶかを選択するときの重要な条件になっているのである。こういう状況下で、実利との結びつきが希薄だと考えられている文学系学科を志望する生徒が少なくなるのは当然かもしれない。ただし、実利があるかどうかという基準だけで、それが有用か無用かを判断することは、それが評価対象の有用性を測る唯一の基準ではないだけに、大きな誤りであると言わざるをえない。実利を唯一の基準であるかのように見る現代の状況こそが、むしろ問題であろう。

今一つの背景的な要因は、若者の「〈文学〉離れ」ということである。若者の読書量の低下が言われるようになってすでに久しい。塾やゲーム、マンガなどに時間をとられるせいか、文学作品も確実に読まれなくなっている。一方、減少した読書時間の中で、読まれる本の中身も様変わりしているようである。文芸書の老舗である新潮社が、1976年から毎年、「新潮文庫の100冊」と銘打って、若い世代への読書の案内を兼ねたような、販売キャンペーンを展開しているが、76年と01年のラインアップを比較すると、随分入れ替わっていて、その変わり方が興味深い⁴⁾。日本の近現代の文学作品が中心で、外国の文学作品が4分の1ほどという比率は変わらないものの、取り上げられている作家の顔ぶれと作品の傾向は、大きく異なる。ひとことで言えば、軽いもの、とっつきやすいものが増えているということである。25年間変わらなかったのは、夏目漱石の『こころ』、芥川龍之介の『羅生門・鼻』、太宰治の『人間失格』、宮沢賢治の『銀河鉄道の夜』、ドストエフスキーの『罪と罰』、ヘッセの『車輪の下』など、内外の、名作と言われているような14点だけである。大岡昇平『野火』、小林多喜二『蟹工船・党生活者』、志賀直哉『暗夜行路』、島崎藤村『破戒』、田山花袋『田舎教師』、中島敦『李陵・山月記』、樋口一葉『にごりえ・たけくらべ』、二葉亭四迷『浮雲』、森鷗外『山椒大夫・高瀬舟』は消えている。他方で、赤川次郎、江国香織、銀色夏生、斉藤綾子、さくらももこ、真保裕一、ビートたけし、宮部みゆき、唯川恵の作品は複数点入っている。もちろん、これは新潮社の販売戦略に基づく選択で、「読書の指針」とは言いながらも、読むべき作品という方向性と、何が売れるかという方向性の妥協の産物と見るべきかもしれない。ただ、01年のほうが25年前と比べて後者がまさっていることは明らかである。だからこそ、このリストを引き合いに出した意味もあるのだが。つまり、名作だから読むべきだ、読むはずだという「読書の指針」では、現代の若者は読まない（＝売れない）ということなのである。ここには、現今の「〈文学〉離れ」に通じる一つの様相が現れているように思う。

さて、このような状況を背景として、98年7月に、教育課程審議会の答申が出され、それに基づいて学習指導要領も改訂された（中学校98年12月、高等学校99年3月）。今回の教育課程審議会答申は、国語教育における「文学的な文章」の扱いに関して、否定的なニュアンスを持つと解されるような記述もあって論議を呼んだ。答申文の、「4各教科・科目等の内容」の「(2) 小学校、中学校及び高等学校、i) 国語、ア 改善の

基本方針」中の、(ア)と(イ)では、次のように述べられている。

(ア) 小学校、中学校及び高等学校を通じて、言語の教育としての立場を重視し、国語に対する関心を高め国語を尊重する態度を育てるとともに、豊かな言語感覚を養い、互いの立場や考えを尊重して言葉で伝え合う能力を育成することに重点を置いて内容の改善を図る。特に、文学的な文章の詳細な読解に偏りがちであった指導の在り方を改め、自分の考えをもち、論理的に意見を述べる能力、目的や場面などに応じて適切に表現する能力、目的に応じて的確に読み取る能力や読書に親しむ態度を育てることを重視する。(以下略)

(イ) 教材は、児童生徒の心身の発達段階を考慮し、各領域にふさわしいものを調和的に取り上げ、文学的な文章に偏らないようにする。また、広く我が国の言語文化に親しみ、ものの見方や考え方を豊かにするような教材を取り上げるように配慮する。

国語教育が「言語の教育」であるということを再確認し、「文学的な文章」を過度に扱うことを戒めているのである。その可否は別として、この答申文の前提に、これまでの国語教育では、教材として「文学的な文章」が偏重され、その「詳細な読解」に重きを置きすぎていた、という認識があることは確かである。この答申に対しては、その意図が、「文学教材を用いて行われる授業、さらには文学、文学教材の価値そのものへの懐疑にある」とし、「実用的言語能力の育成という名目のもとに文学の授業をリストラの対象にし、狭い読解教育と道徳教育に閉じこめようとする」⁵⁾ものであるとか、「『文学作品のていねいな読み』をくぐらせないで、『自分の考えを持って』と一方的に子どもたちにもとめても、むしろ、子どもたちがかわいそうである」⁶⁾といった批判の声があがっている。今回の答申は、既にそれに基づいて指導要領が改訂され、現実動き出しているが、先に述べたような、現今のさまざまな社会的状況を視野に入れながら、改めて〈文学〉の教育のあり方を考えてみることも必要ではないだろうか。前置きが長くなったが、小稿では、大学の文学系学科や教養教育における〈文学〉の教育のあり方とも密接に関わるという認識のもとに、中等教育での〈文学〉教材の扱い、特に戦後の国語教育の中での〈文学〉の位置づけを確認しつつ、〈文学〉の教育のあり方や今後の方向性について考察していきたい。

2 学習指導要領の中の〈文学〉

2.1 中学校学習指導要領の中の〈文学〉

1951年(昭26)10月に発行された、『中学校高等学校学習指導要領国語科編〔試案〕』の「まえがき」の中に次のような一節がある。

これまでの国語教育、ことに中等学校以上の国語教育は、教室の中で古典を読んだり、名文を読んだりすることをおもな仕事としていた。そうした言語文化の習得をとおして、言語生活を向上させようとねらっていた。これに対して、新しい教育課程の考え方では、われわれはどんな言語生活を営むかを考え、その生活の向上に必要な能

力をつけようとする⁷⁾。

旧制の中等学校における国語教育が、主として、古典や名作と呼ばれる文学作品を読むことに終始していたと述べているのだが、井上敏夫は、それに関して、大正期以降、それまで古文中心であった中等学校の国語教科書に現代〈文学〉が取り入れられるようになり、時代の〈文学〉の主流が、自然主義から人道主義に替わるとともに、「文学の社会における先導的立場が強化されようとした時代思潮に伴い、教育における文学教育の立場も次第に優位を占めるようになっていく」と述べている⁸⁾。実際、岩波書店編の中学校用『国語』（1934）の目次を見ると、1 学年用では、「曙の富士」（小泉八雲）、「峠の茶屋」（夏目漱石）、「夕方の遊」（中勘助）、「蜘蛛の糸」（芥川龍之介）等、近代の作家たちの文章が並んでいる。学年の進行とともに、古典作品が増えるが、国木田独步、島崎藤村、森鷗外、武者小路実篤、幸田露伴といった近代作家の作品は、引き続き採録されている⁹⁾。

前引の、51 年の学習指導要領は、こうした、名作中心の国語教育から、言語生活能力養成の国語教育へと変わることを宣言しているのである。その意味では、前節で触れた 98 年の答申文は、戦後の教育改革時に方向付けられた路線を再確認しているに過ぎないともいえる。しかし、50 年近い年月における、学習指導要領や教科書の変遷を通して、この間の国語教育の経緯をもう少し詳細に眺めるとき、〈文学〉の教育に関わるいくつかの問題が浮かび上がってくると思われる。

まず、学習指導要領や学校教育法施行規則に示された授業時間数について、中学校の場合を確認しておく。（高等学校は科目選択制であるため、学科、コース等によってカリキュラムが異なるので、ここでは中学校の場合だけにする）

- 47・3 … 525（原則、3 年間の合計時間数、以下同じ）学習指導要領一般編〔試案〕
- 51・7 … 490～770（最低～最高）学習指導要領一般編〔試案〕
- 58・10 … 490（最低）中学校学習指導要領
- 69・4 … 525（標準）学校教育法施行規則改正
- 77・7 … 455（標準）同上
- 89・3 … 455（標準）同上
- 98・10 … 315（標準）同上

58 年までと 69 年以降と、時間数の基準の示し方に違いはあるが、大きな変化は、77 年の、70 時間減、98 年の、140 時間のさらなる削減である。それぞれの時間数減の主たる理由は、77 年は、総授業時間数の 140 時間削減に伴うもの、98 年は、「総合的な学習」の時間の新設によるものと考えられる。いずれにしても、この 50 年ほどの間に、国語という教科の標準的な時間数が、4 割削減されていることが確認できる。

次に、学習指導要領に示された国語科の内容であるが、中学校については、47 年 12 月の「学習指導要領国語科編〔試案〕」の、「第一節前書き、一範囲」において、新しい中学校の国語教育には、次の五つのしごとが考えられる。

- (一) 話すこと
- (二) つづること (作文)
- (三) 読むこと (文学を含む)
- (四) 書くこと (習字を含む)
- (五) 文法

これらの五つの仕事は、「一つのことばの活動」をそのいろいろなあり方にわけ、活動にわけてみたものにすぎない。結局「ことばの効果的使用」という一つの目的にまとめることができる。(中略) 中学校の国語教育は、小学校六か年の基礎のうえにたつということから、程度の高いものになりがちであるが、日常生活のことばから離れないように指導することがたいせつである。

その意味からも中学校の国語教育は、古典の教育から解放されなければならない。また、特殊な趣味養成としての文学教育に終ってもいけない。つねにもっとも広い「ことばの生活」に着眼し、実際の社会生活に役立つ国語の力をつけることを目指さなければならない。

と述べられている。国語科の目的を「ことばの効果的使用」とすることで、国語科教育が、ことばの教育であることを明言しているのであるが、それは、「実際の社会生活に役立つ国語の力をつける」という文言に端的に示されるようなプラグマティックな面をもち、古典教育を排除しようとする点とあわせて、被占領期という時代相をよく表しているものである。〈文学〉に関しては、「特殊な趣味養成としての文学教育」は否定されても、〈文学〉の教育そのものは否定されていない。それどころか、17 項目ある一般目標の中には、

- (六) 文学的趣味の育成。
- (七) 現代作家に対する一とおりの理解。
- (十) 詩や小説などを創作したり、鑑賞したりする興味と能力。
- (十一) 脚本を書いたり、演出したりする興味と能力。

という、〈文学〉を直接対象とした項目が4つもある。さらに、第六節では、第四節の「読みかた」とは別個に、「文学」という表題のもとに、〈文学〉の指導について詳細に言及している¹⁰⁾。

51 年 10 月の、「中学校高等学校学習指導要領国語科編〔試案〕」では、本節冒頭の引用にあるように、国語科の目標が言語生活主義的であることは変わらないが、古典学習については、「前書き」でその重要性を確認している。〈文学〉に関しては、「第一章国語科の目標」の中の「三 小学校・中学校・高等学校における国語学習指導の一般目標は何か」で、「これからは、どんな人にも生活を明るく豊かにする文学を理解し、鑑賞する能力が必要である」としつつ、「国語学習指導の目標は、言語の使用をより正しく、より効果的にすることである」といってよい。そこに文法教育の正しい位置づけが得られ、また文学教育の真の意義も考えられてくる」と、「文学教育」を、言語の教育の従属的な位置

におく。一方、「ことばは社会関係の中で使われるものであるから、国語学習指導の直接の目標である、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことの正しい習慣と態度の設定は、それ自身ですでに道德教育である。そしてそれは民主的な社会を作る基礎をなすものである。その上、われわれは、よい文学作品に触れることによって、道德や社会への理解と判断を増し、国際的関心を高めることができるであろう」と、国語科の学習が総体として「道德教育」と重なるものであることを確認し、〈文学〉の教育も道德と結びつけることを促している。いずれにしても、前回の指導要領と比べると〈文学〉への言及は格段に減少し、その内容も、「読んで楽し」み、「鑑賞」することと、物語の創作などに限られている¹¹⁾。

58年10月の「中学校学習指導要領」では、「目標」の「1」として、「生活に必要な国語の能力を高め、思考力を伸ばし、心情を豊かにして、言語生活の向上を図る」ことが掲げられる。言語生活能力の向上という点が第一の目標であることはこれまでと変わらないが、〈文学〉についての直接的な言及はさらに減少し、「目標」の項目から明示的な記述は消える。全体の「目標」の記述の中では、「心情を豊かにし」と、「文章を正確に読解し、あわせてこれらを鑑賞する態度や技能を身につけさせる」という表現の中に、

〈文学〉作品の学習が想定されていると考えられる。ただ、各学年の「内容」中の「読むこと」の指導事項には、「文学作品などに親しみ、また、楽しんで読書しようとする態度を身につけること」（第一学年）、といった項目がある。注目したいのは、全学年にわたる「指導計画作成および学習指導の方針」の「3」で、「読み物は、文学作品に片寄らないで、広く各種のものにわたるようにする」という記述が見られることである。おそらく、教科書に収録される〈文学〉教材の量を削減するよう促す文言であると考えられるが、内容面においても、〈文学〉的な文章についての記述はさらに減少している¹²⁾。

69年4月改訂の「中学校学習指導要領」では、「目標」の中に、前回には類似のものがなかった「言語文化を享受し創造するための基礎的な能力と態度を育てる」という一項が「4」として加わって、全5項目となった。第一学年の「内容」の「B 読むこと」の中に、〈文学〉という語は見られなくなる。ただ、全7項目中、「ア 文章を読み通し、表現に即して主題や要旨をとらえること」、「オ 情景や人間の心情の書かれているところを読み味わうこと」という項目が、主として〈文学〉作品を想定したものであると考えられる。これらについては、第二、第三学年もほぼ同様であるが、「内容の取り扱い」という項の、「読むこと」の指導にあたっての配慮事項として、「文学作品や論説などの読み物をよく選んで、深く読む態度を身につけること」（第二学年）、「文学作品や論説などの読み物を読み、自然、人生、社会などに関する問題を考えていく態度を身につけること」（第三学年）という記述がある。また、「指導計画の作成と各学年にわたる内容の取り扱い」の項の、4の(1)に、「教材は生徒の必要と興味と能力を考慮して、適切にして価値のあるものを用い、かたよらないようにすること」という文言がある。前回と異なり、「かたよらない」のが「文学作品」という限定はない。総じて、58年のものと大

きな変化はないが、「内容」の中に指導事項としてあった、「文学作品など」を「鑑賞」したり、「味わって読」んだりするという、作品を読むことだけが目的であるような項目がなくなり、前引の「内容の取り扱い」の項の文言に見られるように、「文学作品」を読むことを通して何を「身につける」という記述の仕方になっていることが注目される。

「文学作品」を読むことは、何かの目的のための手段として位置づけられているのである¹³⁾。

77 年 7 月改訂の「中学校学習指導要領」では、「目標」は、「国語を正確に理解し表現する能力を高めるとともに、国語に対する認識を深め、言語感覚を豊かにし、国語を尊重する態度を育てる」という 1 項目に集約され、国語科が言語の教育であることをいっそう明確に打ち出している。そこには、〈文学〉教材だけを対象にしているような文言はまったくない。「内容」の項は、「表現」と「理解」に大別され、第一学年では、「理解」の指導事項全 9 項目のうち、主として〈文学〉教材が想定されていると考えられるのは、「情景や人間の心情の描かれているところを読み味わうこと」

のみで、他は、例えば、「ア 話や文章の要点と事柄をとらえ、必要に応じて要約すること」、「イ 話や文章に表れているものの見方や考え方をとらえること」、「エ 文章を読み通し、表現に即して主題や要旨をとらえること」と、〈文学〉教材を含めて、さまざまなジャンルの文章に通じるような文言となっている。第二、第三学年の「内容」もほぼ同様である。総じて、69 年の学習指導要領について指摘した傾向が、さらに強くなっていると捉えられる。その端的な現れは、「国語」の諸項目の記述の中に「文学」の語が一度も使われていないことであろう。「作品」という語もない。使用されているのは、ジャンル色の希薄な「話」「文章」という語である。中学校の学習指導要領に見る限り、用語としての「文学」は国語科の表舞台から消えるのである。〈文学〉という語のあいまいさということがあるにしても、こうした表現によって、「文章」一般の中に包摂された形となり、〈文学〉を特別視しないということがより明確になっている¹⁴⁾。

89 年 3 月改訂の学習指導要領は、前回と章立てが同じで、内容も重なるものが多い。「目標」は、前回の文章中に「思考力や想像力を養い」という文言が挿入されたのが違いである。そして、それに連動する形で、第一学年の「内容」の「B 理解」の「カ」の項目が、「情景や心情の描かれているところを読み味わい、自分の感想をもつこと」と、「自分の感想をもつ」という文言が加わっている。第二学年では、前回「自然や人物の描写などに注意して、文章を読み味わうこと」であった項に、「自分の感想をまとめる」という文言が加わり、第三学年でも、「文章を読んで人間、社会、自然などについて考え、まとめた感想をもつこと」であった項が、「～まとめた感想や意見をもつこと」と変わっている。これらの項目が、主として〈文学〉教材を想定していると考えられるだけに、「思考力や想像力を養う」上で、今回、〈文学〉教材の力が見直された格好になっている。さらに、「指導計画の作成と内容の取り扱い」の「3」の項で、「教材は、生徒の心身の発達段階に即して適切な話題や題材を精選して取り上げるものとする。その際に

は、表現力と理解力とを偏りなく養うことをねらいとしながら、次のような観点に配慮する必要がある」として、前回にはなかった8項目が掲げられている。そのうちの「(5) 人生について考えを深め、豊かな人間性を養い、たくましく生きる意志を育てるのに役立つこと」、「(6) 人間、社会、自然などについての考えを深めるのに役立つこと」は、主に〈文学〉教材を想定したものと考えられる。とはいえ、前回と同じく「文学」という語は、一度も使われていない¹⁵⁾。

98年12月改訂の「中学校学習指導要領」では、「目標」の前半部が、「国語を適切に表現し正確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに」となる。「伝え合う力を高める」という文言を入れたのが、大きな改訂点である。また、これまで、「表現」と「理解」に分けられていた「内容」を、「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」と、58年、69年の時のようにより具体的な言葉に戻した。〈文学〉的な文章の学習に関わるものとしては、第一学年の「読むこと」の指導事項、全6項目のうち、「エ 文章の展開を確かめながら主題を考えたり、要旨をとらえたりすること」、「オ 文章に表れているものの見方や考え方を広くすること」、第二、第三学年の「読むこと」の指導事項、全5項目のうち、「ウ 表現の仕方や文章の特徴に注意して読むこと」、「エ 文章を読んで人間、社会、自然などについて考え、自分の意見をもつこと」が挙げられるが、いずれもほぼ同じ内容の項目が前回にもあった。また、今回は、「指導計画の作成と内容の取扱い」の項の、1の(4)の「読むこと」に関する指導についての留意事項の中で、「ア 目的や意図に応じて的確に読み取る能力や読書に親しむ態度を育てるようにすること。その際、広く言語文化についての関心を深めるようにしたり、日常生活における読書活動が活発に行われるようにしたりすること」、「ウ 文学作品などの成立年代やその特徴などに触れる場合には、通史的に扱うことはしないこと」と、〈文学〉教材を想定したと考えられる記述がある。しかし、『中学校学習指導要領(平成10年12月)解説—国語編—』(文部省、99・9)では、「ア」の項目について、「従前の読むことの指導においては、文学的な文章の詳細な読解に偏りがちであったことが指摘されている。今回はこのことを踏まえ、目的や意図に応じて多様な文種を取り上げるとともに、多彩な学習活動が展開されるようにした」と、前出の98年の「教育課程審議会答申」の指摘に言及しながら、〈文学〉的な文章以外の文章をもっと多く取り上げることが促しているように、「ウ」の項目ともども、否定的に言及されたものである。

2.2 高等学校学習指導要領の中の〈文学〉

これまでの中学校の学習指導要領における〈文学〉関連の記述を概観するだけで、国語教育における〈文学〉教材の位置づけの、およその流れと問題点はつかむことができよう。だが、大学教育とのつながりや、問題点のいっそうの明確化のために、煩雑にはなるが、高等学校の学習指導要領における〈文学〉教材の扱いについての記述も概観しておきたい。

高等学校の国語科については、51 年 10 月の「中学校高等学校学習指導要領国語科編〔試案〕」で、初めて具体的に言及された。そこでは、「国語科」という括りの中で、中学校と高等学校の両方について述べられている。高等学校の国語教育の目標は 18 項目掲げられ、そのうち、「8 現代文学の鑑賞や批評ができる」、「9 翻訳された世界文学を楽しむ」、「14 創作したり、論文を書いたりすることができる」が、〈文学〉的文章の学習に関わるもので、ここでは、〈文学〉作品を読むこと自体が重要な目的になっている¹⁶⁾。

55 年 12 月の「高等学校学習指導要領国語科編」では、「国語科の目標」において、「高等学校の国語科は、国民の生活や文化を維持し、高めるために必要な国語に関する生徒の能力や態度を養うための教科である。そのためには、中学校の国語科を基礎として、いっそうことばの働きを身につけさせるとともに、より高い言語文化を享受させ、かつそれを創造する基礎を養うことが必要である。(中略) 高等学校の国語科は、(中略) 主として、読解する力、ことばを効果的に使用する力、ならびに各種の言語知識を養うことを目標とする」と述べ、その第一番目に、「言語文化を広く深く理解できるように、読解力を豊かにし、特に鑑賞力や批判力を伸長させ、その読解の範囲も、現代文と並んで古文や漢文にまで拡充させる」ことを掲げる。「国語科(甲)」の「内容」の(1)では、「読むことの学習には、その材料として、現代文・古文・漢文がある。現代文の学習では、詩歌・随筆・小説・戯曲などの文学作品や、論説・評論・解説・報道・報告・記録などを取り扱い(後略)」とあり、(3)では、「(1)(2)の読むこと、書くこと、聞くこと、話すことの学習に関連して、(ア)音韻・文字・語い・表記法 (イ)国語の特質、国語の変遷、国語と漢文との関係、国語国字問題 (ウ)口語文法、文語文法 (エ)国文学の変遷などを学習させる」としている。「留意事項」の(4)に、「文学作品の学習指導にあたっては、教師の好みに片寄って、狭い学習にならないように注意する。また作者ならびに作品の背景などについては、作品の読解を基本にして、それに参考となる程度のものを学習させる」とあるものの、この学習指導要領では〈文学〉作品をかなり重視する形で、読解力を養うことに力を入れる国語教育を志向している¹⁷⁾。

60 年 10 月告示の「高等学校学習指導要領」は、これまでの、「国語(甲)」「国語(乙)」という総合科目と、「漢文」という科目分類を廃し、「現代国語」「古典甲」「古典乙Ⅰ」「古典乙Ⅱ」の 4 科目編成とする。「現代国語」では、その 5 項目の「目標」の(1)で、「生活に必要な国語の能力を高め、言語文化に対する理解を深め、思考力・批判力を伸ばし、心情を豊かにして、現代の言語生活に適応できるようにし、それを改善しようとする態度や習慣を養う」ことを掲げ、前回よりも明確に言語生活能力の向上を中心目標とする。また(3)に、「目的や形態に応じて読むことの能力を身につけ、文章の主題や要旨を正しく読みとり、ものの見方、感じ方考え方を深めるようにする」と、〈文学〉教材に関わる項目がある。「目標」にしてもそうであるが、「現代国語」の「内容」は、58 年の中学校の学習指導要領で示された「内容」の延長上に位置づけられる。「内容」は、「聞くこと・話すこと」「読むこと」「書くこと」に分けられ、主として〈文学〉教材に関わ

るものとしては、「読むこと」の9項目中、

ウ 文章を読んで、主題や要旨をつかみ、また、人生や社会の問題について考えを深めること。

エ 意図や発想と表現の関連に注意しながら読むこと。

オ ささまざまな文体にふれ、それぞれの表現の特色を理解し鑑賞すること。

キ すぐれた文章表現を読み味わうことによって、ことばに対する感覚を鋭くすること。

ク 作品中の人物の性格、心理、思想、また、作者の想像力やものの見方、感じ方、考え方などを読みとり、それらについて意見をもつこと。

が挙げられる。一方、「読むこと」の(3)に掲げられた、指導上の考慮点の一つは、「文学作品の指導は、片寄ったり、狭くなったりしないように注意する。また、作者ならびに作品の背景などの扱いは、作品の読解を基本にして、それに参考になるようにする」と、偏狭な〈文学〉主義や、〈文学〉史への深入りを戒めている¹⁸⁾。

70年10月に改訂された「高等学校学習指導要領」では、国語科の科目は、「現代国語」「古典Ⅰ甲」「古典Ⅰ乙」「古典Ⅱ」の4科目となる。「現代国語」では、前回と同じく5項目の目標が掲げられ、(1)、(3)が前回同様〈文学〉教材に関わると考えられるが、それぞれ、「国語による理解と表現の能力を高め、思考力・批判力を伸ばし、心情を豊かにする」、「文章を的確に読み取り、深く読み味わう能力を高め、読書の態度と習慣を身につけさせる」と簡略化され、前者は〈文学〉教材との関わりが前回よりも希薄になっている。「内容」の「読むこと」の指導内容では10項目中、

ア 主題や要旨を的確にとらえ、それについて自分の考えを深めること。

エ 主題や論旨を生かすために材料がいかに関効果的に用いられているかについて考えること。

オ 作品に描かれた情景や人物を豊かな想像力をもってとらえること。

カ 作品中の人物の性格、心理、思想など、また、書き手のものの見方、感じ方、考え方を読み取り、それらについて意見をもつこと。

キ すぐれた文章表現を読み味わい、作品の表現上の特色を理解すること。

の5項目が、大なり小なり〈文学〉教材に関わるであろう。ア、カ、キの項目はそれぞれ前回の、ウ、ク、オ・キにほぼ重なる。また、指導上の配慮事項として、やはり前とほとんど同じ文言で、「文学作品の指導」の「かたより」や、作者や作品の背景への深入りを戒めている。今回は、論説文、評論文の指導についての記述がやや増えているが、〈文学〉教材に関しては、前回と大きくは変わっていない¹⁹⁾。

78年8月に改訂された「高等学校学習指導要領」では、国語科の科目構成が大きく変わり、「国語Ⅰ」「国語Ⅱ」「国語表現」「現代文」「古典」の5科目となる。「国語Ⅰ」が必修で、「国語Ⅱ」が準必修の扱いとされるが、標準単位数は両方を合わせても、これまでの必修単位数（「現代国語」7、「古典Ⅰ甲」2）の9単位から8単位へと削減されている。また、総合化された、「国語Ⅰ」「国語Ⅱ」は、中学校の「国語」の延長という

色彩が濃くなる。それぞれの、科目としての「目標」も、教科としての「国語」の「目標」である、「国語を的確に理解し適切に表現する能力を身につけさせるとともに、言語文化に対する関心を深め、言語感覚を豊かにし、国語を尊重してその向上を図る態度を育てる」という文言とほとんど変わらない。新設された「現代文」は、「目標」が、「近代以降の優れた文章や作品を読解し鑑賞する能力を高め、ものの見方、感じ方、考え方を深めるとともに、進んで読書することによって人生を豊かにする態度を育てること」とあるように、〈文学〉教材が大きな柱の一つとなっていると考えられる。「国語Ⅰ」の「内容」は、「理解」の項で以下の項目が掲げられている（「国語Ⅱ」も同じ）。

ア 話や文章の主題や要旨を叙述に即して的確にとらえること。

イ 文章の構成や展開に注意して、書き手の考えの進め方や強調点をとらえること。

ウ 話や文章の内容を必要に応じて要約したり詳述したりすること。

エ 文章に描かれた人物、情景、心情、などを表現に即して読み味わうこと。

オ 文章を読んでもものの見方、感じ方、考え方を広くし、人間、社会、自然などについて考えを深めること。

カ 文章の内容や形態に応じた表現上の特色、文体の特徴などに注意して読むこと。

キ 朗読を通して文章の読解、鑑賞を深めること。

内容的には、「キ」で朗読が取り上げられたこと以外は、前回の「現代国語」のものと大差はないが、用語の面で、77年の「中学校学習指導要領」と同じく、前回の類似の項目では、「作品」となっていた箇所が「文章」と改められ（ここでは、エ、オ、カ）、指導の項目は、よりジャンルを特定しないものになっている。したがって、「エ」「オ」「カ」「キ」の項目は、〈文学〉教材に大きく関わると考えられるものの、そのみを対象にしたものではないであろう。ただし、「現代文」の「内容」では、

イ 文学的な文章について、主題、構成、叙述などを確かめ、人物、情景、心情などを的確にとらえること。

ウ 文章や作品の読解、鑑賞を通して、人間、社会、自然などについて自分の考えを深めたり発展させたりすること。

と、〈文学〉教材が柱の一つになっていることもあってか、それに直接関わる項目では、「文学」や「作品」という語が使われている。なお、「現代文」の「内容の取扱い」の項には、「近代の文章や文学の変遷については、作品の読解、鑑賞の参考になる程度とする」とあり、ここでも、文学史に深入りをしないよう注意をしている²⁰⁾。

89年3月改訂の「高等学校学習指導要領」では、教科としての「国語」の目標は、前回は踏襲しつつも、二番目のフレーズとして「思考力を伸ばし心情を豊かにし」という文言が付加され、「言語文化に対する関心」が4番目のフレーズに後退している。科目の構成は、「国語Ⅰ」「国語Ⅱ」「国語表現」「現代文」「現代語」「古典Ⅰ」「古典Ⅱ」「古典講読」の8科目となり、前回より3科目増え、細分化された。「国語Ⅰ」の必修は前回と同じだが、「国語Ⅱ」は準必修という条件がなくなったため、「国語」の必修単

位数は4単位とほぼ半減した。「国語Ⅰ」の「目標」は、教科としての「国語」のものとほとんど同じである。「内容」の項目中の「理解」の「ア」～「カ」の項も、前回とあまり変わらないが、「イ」で、「話や文章の構成や展開に注意して、話し手や書き手の考えの進め方や強調点をとらえること」、「オ」で「話を聞いたり文章を読んだりして～」と、「聞くこと」が付加されている点が違いの一つである。また、前回「キ」としてあった朗読に関する項目は削られ、「内容の取扱い」の(3)の「ウ」に同内容の項目が加わった。「内容の取扱い」の項ではまた、前回、「教材は、古典及び近代以降の文章の中から生徒の発達段階に応じて適切に選ぶようにし、読むことの学習により生徒の読書力が高まるようにすること」と、教材の発達段階への配慮には言及していても、その中身には触れていなかったが、今回は、以下の8項目が挙げられている。

ア 言語文化に対する関心や理解を深め、国語を尊重する態度を育てるのに役立つこと。

イ 思考力を伸ばし心情を豊かにし、言語感覚を磨くのに役立つこと。

ウ 公正かつ適切に判断する能力や創造的精神を養うのに役立つこと。

エ 科学的、論理的な見方や考え方を養うのに役立つこと。

オ 生活や人生について考えを深め、人間性を豊かにし、たくましく生きる意志を培うのに役立つこと。

カ 人間、社会、自然などに広く目を向け、考えを深めるのに役立つこと。

キ 我が国の文化と伝統に対する関心や理解を深め、それらを尊重する態度を育てるのに役立つこと。

ク 広い視野から国際理解を深め、日本人としての自覚をもち、国際協調の精神を高めるのに役立つこと。

なお、これらは、89年の「中学校学習指導要領」の「指導計画の作成と内容の取扱い」に掲げられているものとほぼ同内容である。「ア」「イ」「オ」「カ」は、多く〈文学〉教材に関わるものであり、「目標」や「内容」で述べられている趣旨とも重なるが、「キ」「ク」はジャンルの別なく、「日本」「日本人」という意識を高めるような教材を取り上げさせようとするものである。国際化という時代状況を反映したものとはいえ、「国語」という教科が、ナショナルなものと結び付けられて言及されていることは注目したい。「国語Ⅱ」については、「国語Ⅰ」に準ずるということで詳細な言及はない。「現代文」では、「目標」に「進んで表現し」という文言が加わり、「内容」もそれに応じて、「文章や作品を読んで要約したり、感想をまとめたり、自分の考えを筋道を立てて話したり書いたりすること」と、表現面について述べた項目が加わったほか、「内容の取扱い」の項で、「生徒の読書意欲を喚起し、読書力を高めるような配慮をする」という項目が新たに起こされた。科目数が増加したことを除けば、前回のものと内容的に大きな変化はなく、〈文学〉教材についての言及もあまり変わりはない²¹⁾。

99年3月改訂の「高等学校学習指導要領」では、教科としての「国語」の「目標」は、

前回のものに、中学校と同じく「伝え合う力を高める」というフレーズが挿入された。科目の構成は、「国語表現Ⅰ」「国語表現Ⅱ」「国語総合」「現代文」「古典」「古典講読」の6科目となり、このうち、「国語表現Ⅰ（2単位）」か「国語総合（4単位）」のどちらかの履修が義務づけられた。「国語表現Ⅰ」は、「従前の『国語表現』と『現代語』を再構成したもの」²²⁾で、「国語表現Ⅱ」は、その「内容を高めたもの」²³⁾ということである。「国語表現Ⅰ」を選択必修科目の一つとし、従来の「国語Ⅱ」をなくしたこと、「古典」の標準単位数を減らしたことなど、言語の教育としての「国語」という傾向をさらに強めている。「国語総合」は、これまでの「国語Ⅰ」にあたるものと考えられ、その「目標」は教科としての「目標」と同文である。「内容」の項目は、中学校と同じく、「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」という分類に変わったが、「読むこと」に関わる内容はほとんど変化はない。ただ、「内容の取扱い」の項で、前回、「文章の読解、鑑賞を深めるため、音読や朗読などを取り入れること」となっていたものが、「文章を読み深めるため、音読や～」となり、「読解」という語が避けられ、「鑑賞」という語が削除された。「現代文」の「目標」でも、前回、「近代以降の優れた文章や作品を読解し鑑賞する能力を高めるとともに」とあった部分が、「近代以降のさまざまな文章を読む能力を高めるとともに」と改められ、「作品」「読解」「鑑賞」といった、主に〈文学〉教材を対象とするような用語が削除され、単に「読む」と、簡略化された。「現代文」の「内容」も、中身のおおよそは変わらないものの、全体に簡潔になった。しかし、「イ」の項にあった「主題、構成、叙述などを確かめ」、「ウ」にあった「文章の読解、鑑賞を深め」というフレーズが削除されている。「内容の取扱い」の項においても、(1)が、「話すこと・聞くこと及び書くことの言語活動を効果的に取り入れるようにする」となり、前回にあった「文章の読解、鑑賞にあたっても」というフレーズが削られ、(3)でも、「近代の文章や文学の変遷については、作品の読解、鑑賞の参考になる程度とする」とあった文が、「～文章を読むための参考になる程度とする」と、「作品」「読解」「鑑賞」という語が避けられている。一方、(4)として、新たに、「指導に当たっては、例えば次のような言語活動を通して行うようにする」ということで、「ア」～「エ」の4項目が掲げられ、「意見を書く」「話し合う」「関連する文章を読んだり創作的な活動を行ったりする」「成果を発表したり報告書などにまとめたりする」といった具体的な活動が例示されている。また、前回、(4)に置かれていた教材への言及は(5)に移り、「教材は、近代以降の様々な種類の文章とする。その際、現代の社会生活で必要となる実用的な文章も取り上げるようにする。なお、翻訳の文章や近代以降の文語文も含めることができる」と、冒頭「近代以降の文章や作品」とあったところから「作品」が削られ、新たに「現代の社会生活で必要となる実用的な文章も取り上げるようにする」という一文が加えられ、(4)とあわせて、読みを基本におきつつも、「活動」と「実用」をより重視しようとする志向が認められる。何度も指摘したように、この学習指導要領では、一貫して、「作品」「読解」「鑑賞」という語が避けられている。おそらく、98年の「教育課程審議会答申」

の「文学的な文章の詳細な読解に偏りがちであった指導の在り方を改め」、「教材は～文学的な文章に偏らないようにする」という文言に対応するものと考えられるが、そのことに典型的に示されるように、今回また、これまで以上に〈文学〉色を希薄化させたと捉えられうる²⁴⁾。

2.3 学習指導要領の〈文学〉観

戦後の中等教育における「国語科」の根幹とされてきたのは、見てきたように、その出発以来、言語生活能力、言語技術能力の教育であった。その中で、〈文学〉教材の位置づけは、学習指導要領に見る限り、直接的言及が減少し、次第に軽いものになってきている。その扱い方も、〈文学〉作品そのものを享受、鑑賞し、あるいはその主題を考えるとといった指導内容から、思考力を伸ばしたり、言語感覚を磨いたりするための手段、素材としての〈文学〉教材という方向に変わって来ている。ただ、そこで留意したいのは、〈文学〉教材を通して何を学ばせようとしているのかという、もう少し具体的な内容である。その点については、軽重の度合いに変化はあっても、内容的にほとんど変わらない一点がある。それは、「人生」「人間性」「生き方」などを考えるということと結びつけられていることである。中学校の指導内容の項では、「情操をやしない、人生観の確立を助ける」(47年)、「よい文学作品に触れることによって、道徳や社会への理解と判断を増し」(51年)、「すぐれた作品を読み、人生や社会の問題を考えていく態度を身につける」(58年)、「詩歌や文章を読んで、自然、人生などについて考え」(69年)、「文章を読んで人間、社会、自然などについて考え」(77年。89年、98年にもほぼ同文の項がある)といった文言。あるいは、教材についての、「人生について考えを深め、豊かな人間性を養い、たくましく生きる意志を育てるのに役立つこと」(89年。98年にもほぼ同文の項がある)という文言。高等学校の指導内容でも、「文章を読んで、主題や要旨をつかみ、人生や社会の問題について考えを深めること」(60年「現代国語」)、「文章を読んでもものの見方、感じ方、考え方を広くし、人間、社会、自然などについて考えを深めること」(78年「国語Ⅰ」。89年にもほぼ同文の項がある)、「文学的な文章を読んで、人物の生き方やその表現の仕方などについて話し合うこと」(99年「現代文」)といった文言がある。ここには、いわゆる教育的配慮が強く働いていると考えられるにしても、りっぱな「人生」、よりよい「生き方」を考えさせるのが、よい〈文学〉作品であり、〈文学〉教材であるという〈文学〉観なり、教材観を確認することができよう。そして、この面だけ見れば、道徳や倫理が前面に出てくるような授業風景が想起される。すぐれた表現を学ぶ、また、文章を的確に読み取り、理解するという、いわば言語能力に直接関わる部分とは別に、上記のような事柄が〈文学〉教材には要請されているのである。だが、言語の教育を標榜する「国語」の範疇からは、「人生」や「生き方」について考えることは幾分逸脱している。しかし、一方で、〈文学〉教材をそのように扱うことで、長い間国語教科書の中に高い比率で〈文学〉作品が収録されてきたとも言える。おそら

く、そこに「国語」という教科と〈文学〉との関係における、矛盾やねじれの一因が存在すると考えられる。けれども、ここで述べたいのは、そのことだけではない。それは、国語教育における、このような〈文学〉教材の扱われ方が、中学、高校生に限らず、多くの人々が〈文学〉作品を享受する際の、固定観念や偏った見方を形成する理由の一つにもなっているのではないか、ということである。すなわち、〈文学〉とは、人間としてのあるべき姿、生き方、人生を教える、道徳的、教訓的で堅苦しいものであるというイメージである。そして、そこに中学、高校生が、〈文学〉をあまり面白くないものとして敬遠する原因の一つを見出すことも可能かもしれない。これまで見てきたように、国語教育がそのような〈文学〉観を形成させるような面があるのである。ここで、〈文学〉とは何かという本質論を展開する用意はないが、指導要領の〈文学〉観は、多様な〈文学〉の一部分をカバーするものでしかなく、もし、国語教育をとおして、これが〈文学〉であると学習者が捉えたとしたら、〈文学〉とは何となく気難しく、お説教くさいものだというイメージを抱くであろうということを言いたいのである。もちろん、学習指導要領は、あくまでも理念的なものであり、実際に学習者が触れるのは教科書であり、個々の教師による授業であることは言うまでもない。個々では、わが国の国語教育を統括する学習指導要領の理念と指針のありようを問題のしたのである。

【注】

- 1) 例えば、ロバート・キャンベル「国際人間情報学時代」（『図書』97.11）、辰巳正明「国文学科の未来—大学改革の中で—」（『日本文学』98.6）、山崎一穎「大学をとりま
く諸問題—文学研究・教育・文学部解体—」（『日本近代文学』99.10）、保坂達雄「短大の役割は終わったか」（『日本文学』00.3）、石田忠彦「大学における日本文学研究・教育の現状と将来」（『日本近代文学』00.5）、柳田洋一郎「短大国文系の行方—国文学
の裾野と経営危機」（『日本文学』00.10）など。
- 2) データは、『平成13年度全国短期大学高等専門学校一覧』（文教協会、01.7）による。
- 3) データは、『平成13年度全国大学一覧』（文教協会、01.7）による。なお、国立大学では、日本文学の単独学科を持つのは2校だけなので、「文学科」の動向を見た。
- 4) 『新潮文庫の100冊』いまむかし」（『波』01.8）による。
- 5) 高野光夫「文学教育は子どもたちの『暗い森』にとどくか」（『日本文学』98.12）。
- 6) 乗木養一「教育課程審議会の中間まとめと〈言語・文学の教育〉」（『解釈と鑑賞』98.7）。
- 7) 引用は、『国語教育史資料・第三巻』（東京法令出版、81.4）による。
- 8) 「概説」（『国語教育史資料・第二巻』、東京法令出版、81.4）。

- 9) 『国語教育史資料・第二巻』(東京法令出版、81.4)。
- 10) 学習指導要領からの引用は、注 7) に同じ。
- 11) 同上。
- 12) 同上。
- 13) 同上。
- 14) 同上。
- 15) 学習指導要領からの引用は、『高等学校学習指導要領解説・国語編』(文部省、89.12) による。
- 16) 学習指導要領からの引用は、注 7) に同じ。
- 17) 同上。
- 18) 同上。
- 19) 同上。
- 20) 同上。
- 21) 学習指導要領からの引用は、注 15) に同じ。
- 22) 『高等学校学習指導要領解説・国語編』(文部省、99.12) による。
- 23) 同上。
- 24) 学習指導要領からの引用は、注 22) に同じ。

(教授 人文学部 日本語日本文化学科)